

川島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は川島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 町長	川島町若者の定住促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成25年川島町条例第13号）による若者の定住促進に係る固定資産税の課税免除に関する事務
2 町長	川島町子育て支援医療費支給に関する条例（昭和48年川島町条例第13号）による子育て支援医療費の支給に関する事務
3 町長	川島町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年川島町条例第22号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務
4 町長	川島町在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年川島町条例第21号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務
5 町長	川島町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和51年川島町条例第9号）による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する事務
6 町長	予防接種法（昭和23年法律第68号）の対象外である予防接種（以下「法定外予防接種」という。）の実施に関する事務
7 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する、必要な援助（以下「就学援助」という。）の実施に関する事務

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 町長	若者の定住促進に係る固定資産税の課税免除に関する事務	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票の記

		載事項に関する情報（以下、「住民票関係情報」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）、保育料の徴収に関する規則（昭和51年川島町規則第7号）による保育料の徴収に関する情報
2 町長	子育て支援医療費の支給に関する事務	住民票関係情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下、「国民健康保険給付関係情報」という。）
3 町長	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務	住民票関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

		にいう知的障害者に関する情報 (以下「障害者関係情報」とい う。)、地方税法(昭和25年 法律第226号)その他の地方 税に関する法律及びこれらの法 律に基づく条例の規定により算 定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」とい う。)、国民健康保険給付関係 情報、後期高齢者医療給付関係 情報
4 町長	在宅重度心身障害者手当の支 給に関する事務	住民票関係情報、障害者関係情 報、地方税関係情報
5 町長	重度心身障害者に対する医療 費助成金の支給に関する事務	住民票関係情報、障害者関係情 報、地方税関係情報、国民健康 保険給付関係情報、後期高齢者 医療給付関係情報
6 町長	法定外予防接種の実施に関す る事務	住民票関係情報
7 町長	児童福祉法(昭和22年法律 第164号)による障害児通 所給付費、特例障害児通所給 付費、高額障害児通所給付費、 肢体不自由児通所医療費、障 害児相談支援給付費若しくは 特例障害児相談支援給付費の 支給又は障害福祉サービスの 提供に関する事務	住民票関係情報、障害者関係情 報

8 町長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報
9 町長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務	住民票関係情報、川島町重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する情報
10 町長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報
11 町長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報
12 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	住民票関係情報、児童福祉法による障害児通所支援、障害児相談支援、障害福祉サービスの提供若しくは費用の徴収に関する情報、障害者関係情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助の実施に関する事務	町長	住民票関係情報、地方税関係情報